

## [事案 2021-60] 新契約無効請求

・令和4年2月2日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成21年4月に配偶者が契約し、その後契約者を自分に変更した終身医療保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人は配偶者とは面接しておらず、説明は自分に行っていた。また、中途解約した場合の払戻金は元本保証ではないにもかかわらず、「10年以上かければ元本割れしない。」との誤った説明をした。
- (2)死亡保障の保険期間は、終身ではなく80歳までであるにもかかわらず、「80歳までかければ、亡くなった時に500万円出ます。」との募集人の誤った説明を信用して加入した。

### <保険会社の主張>

募集人は、申立人配偶者と面接の上で申込みを受けており、申立人が主張するような誤説明もしていないため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、年間の営業成績を達成するため、新規の契約獲得に迫られていたとのことであり、申立人配偶者を契約者とする保険を面識のあった申立人に提案後、契約者となる申立人配偶者の意向を的確に確認することもなく、申立人配偶者と面接して本契約を提案し、同日、申込手続をしていた。また、玄関での面接は、申込手続も含め30分前後であり、契約内容の説明が申立人および申立人配偶者に理解できる程度になされたのか疑問が残る。
- (2)当初の契約者であった申立人配偶者が、申立人と同様、誤説明を受けたと考えているのか明らかではないが、申立人配偶者の意向確認や適切な説明がなされていれば、本件紛争には至らなかったと思われる。